

令和6年3月22日

「静岡市遠距離通学事業補助金の不適正な交付」の 再検証結果

「令和4年度静岡市内部統制評価報告書」（令和5年9月公表済）において運用上の重大な不備として評価した 教育委員会事務局児童生徒支援課における遠距離通学事業補助金の不適正な交付（本件事案）について、市長部局でも起こりうることから、再発防止策等を検討するため、再検証を行いました。

本件事案は、教育委員会事務局の児童生徒支援課において、支払い根拠となる要綱を改正しないまま、対象者に対して補助金を支払っていたというものです。

関係職員からの聴き取りなどから、このような事態に至った5つの問題点を抽出しました。

そして、5つの問題点の分析結果から、本件事案は市長部局でも起こりうるものと位置づけ、7つの再発防止策を全庁的に講ずることとしました。

1 本件事案の概要

令和4(2022)年4月から8月にかけて、児童生徒支援課の担当者が、補助金を支払うためには改正が必要な「静岡市遠距離通学事業補助金交付要綱（本件要綱）」を、改正手続きがなされていない※にも関わらず、要綱の素案をあたかも改正手続きが行われた要綱として支払伝票に根拠資料として添付し処理を進め、対象者に対して本件要綱で定めた額を超えて補助金を支払っていたものです。

※静岡市教育委員会は、一定距離を超えて市立小中学校に通う児童生徒世帯に対して、通学費を一定額補助する遠距離通学補助制度を設けています。令和4(2022)年4月1日の足久保小の美和中への移転に伴い通学距離が延びたことにより、上限（38,000円）を超え新たな費用負担が発生する世帯が生じるため、交付要綱を改正しようとしていました。

2 本件事案の経緯（事実関係）

【令和3(2021)年度】

令和3年11月 児童生徒支援課→財政課

要綱改正＝予算増額の相談

令和4年1月 財政課→児童生徒支援課

予算増不可の内示。学校の統廃合等に係る経済的支援に関する議論が不足していたため。予算増の条件として学校の統廃合等に係る経済的支援の方針について「庁内合意」を得ることを指示

令和4年3月 児童生徒支援課

副市長へ説明し要綱改正の方針について了承を得たが、児童生徒支援課は、財政課と具体的な制度内容について協議をせず、予算の措置に必要な手続きを行っていなかった。したがって、結果的に財政課は予算増を認めていなかった。

【令和4(2022)年度】

令和4年4月 児童生徒支援課

担当職員は、予算増が認められていないにも関わらず、改正後の要綱案をあたかも改正後の要綱として支払伝票に根拠資料として添付し処理を進め、本件要綱で定めた額を超えて補助金を支出。以降8月までに同様の手法で計2回、補助金を支出（補助金の支払は年間で3回）

担当係長は状況を把握していたが、上司である課長に報告相談することなく、支払い処理を漫然と承認していた。

<問題点①～④>

令和4年12月 財政課

児童生徒支援課が提出した翌年度の予算要求資料の中の改正後の要綱案を発見。本件事案が発覚

令和4年12月 児童生徒支援課

補助金の支出を中止。結果、全対象者2人が期日までに補助金を受け取ることができなかった

令和5年3月 教育委員会事務局教育局

統廃合によって影響を受ける足久保小の在校生のみを対象とする形で本件要綱を特例で教育局長決裁で改正。本来は教育長または市長の決裁が必要であった。

<問題点⑤>

3 本件事案の問題点の整理

- ① 児童生徒支援課が、新年度予算要求の査定の結果、減額の内示を受けていたにも関わらず、予算執行に関する財政課の承認が得られていないまま予算を執行したこと。
- ② 児童生徒支援課の担当者が、要綱改正の決裁を受けていないにも関わらず支払伝票に改正後の本件要綱の素案を添付し、支出処理を進めたこと。
- ③ 令和4年度の児童生徒支援課の係長は、本件要綱の改正が未了であることをあらかじめ把握していたにも関わらず、支払伝票の内容を漫然と承認していたこと。また、上司への必要な報告やその後の事務の進捗確認を行っていなかったこと。
- ④ 児童生徒支援課長は、課の職員が重要と考える案件や懸案事項について、漏れなく課長に報告・相談させるための指導等を行っておらず、確認する機会も設けていなかったこと。
- ⑤ 令和5年3月、本件要綱の改正を特例として行ったにも関わらず、教育局長による専決としていたこと（本来であれば市長又は教育委員会に意思決定を仰ぐべきであった。）。

4 全庁的な再発防止策について

(1) 毎月の事務事業事故等の情報提供<問題点①~⑤>

本市で発生した事務処理誤りや不祥事について、全ての職員が気づきのアンテナを高くし、不正等を未然に防止する職場環境を醸成するため、庁内ポータルサイトにおいて概要、原因、再発防止策等の情報提供を継続的（月毎）に行っていきます。（コンプライアンス推進課）

(2) 関係課からの周知

ア 全ての職員を対象に実施している e-ラーニング研修において、本件事案を取り扱い、事案の概要、問題点等について改めて全庁に周知し、再発防止の徹底を図ります。

（コンプライアンス推進課）<問題点②、⑤>

イ 予算編成（要求・執行）に関する事務上の注意点や留意点について、職員に対する予算編成方針に関する職員説明会、毎年度全庁に発出している予算編成方針に関する通知文等において周知徹底を図ります。（財政課）<問題点①>

ウ いかなる事情があっても、支出命令書に添付する要綱等は、決裁を受けて確定しているもの以外は認めない旨、周知徹底を図ります。（会計室）<問題点②、③>

(3) 係内ミーティングの習慣化<問題点③>

係長を中心とした係内ミーティングの開催を月1回以上実施し、各担当者が抱える課題や事務の進捗状況を把握して、その結果を所属長に報告するよう周知を図っていきます。全ての所属において、情報共有・事務の進捗管理が行われる組織風土を構築していきます。（コンプライアンス推進課）

(4) 所属長のマネジメント能力の向上<問題点④>

人事課で実施している新任所属長別研修に加え、外部識者による全ての所属長を対象とした内部統制研修を実施し、所属長のマネジメント能力の底上げを継続的に図ります。(コンプライアンス推進課)

(5) コンプライアンス推進課によるモニタリング調査の実施

本件事案に関わらず本市で発生した事務事業事故の再発防止策の履行を徹底していくため、本市で発生した全ての事務事業事故について、コンプライアンス推進課の職員がモニタリング調査(事務事業事故発生課の執務室等で再発防止策の履行状況を調査)を実施していきます。(コンプライアンス推進課)

(6) 局課による要綱管理の徹底

市公式ウェブサイトがリニューアルされることに伴い、市民への要綱の公表は要綱を所管する課等において管理することになるため、各局課において制定改廃のあった要綱の公表を随時更新し(従前までは年2回の更新)、要綱管理の徹底を図っていきます。(政策法務課)

(7) その他

上記の取組については、継続的にPDCAサイクルにより適宜見直しを図っていくとともに、一過性ではなくある程度の期間をかけて日常的に研修等の取組を実施し、職員の行動規範にまで高めていきます。

5 職員の処分等について

本再検証の結果も踏まえ、現在、教育委員会において検討中です。

担当：コンプライアンス推進課(221-1470)